特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	健康管理（健康増進法）に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は、健康管理（健康増進法）事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県稲敷市長

公表日
令和7年1月14日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理（健康増進法）に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、市民の対して健康診査やがん検診、健康教育・健康相談・訪問指導を実施している。健康増進事業ファイルは次のとおり使用している。①健診対象者の抽出②健康診査及びがん検診の結果管理③健康教育・健康相談・訪問指導の対象者の抽出④健康教育・健康相談・訪問指導の結果の管理⑤各事業の統計処理
③システムの名称	健康管理WEBシステム（標準化前），健康管理システム（標準化後）

2. 特定個人情報ファイル名
住民健診ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条第1項　別表（111の項） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 （情報提供の根拠） 第2条の表(139の項) （第141条の1，第141条の2） （情報照会の根拠） 第2条の表(139の項) （第141条の1，第141条の2）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課・健康増進課　　電話029-892-2000

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　健康増進課　　電話029-892-2000

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際（USBメモリを使用する場合を含む。）は，事前に，暗号化，パスワードによる保護，確実なマスキング処理等を行うとともに，これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは，施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれないか，ダブルチェックを行う。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	稲敷市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	Ⅰ　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	健康増進課長　横田　文江	健康増進課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	Ⅰ　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課　　電話029-892-2000	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課・健康増進課　　電話029-	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課　　電話029-892-2000	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　健康増進課　　電話029-892-2000	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ　リスク対策	※項目なし	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	Ⅰ　1.特定個人情報を取り扱う事務　②事務の概要	健康増進法に基づく住民健診の管理（住所・氏名・生年月日・検診受診履歴・検診結果）	健康増進法に基づき、市民の対して健康診査やがん検診、健康教育・健康相談・訪問指導を	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人未満（任意実施）	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月20日	Ⅲ　しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和2年9月8日	Ⅱ　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月8日	Ⅱ　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　①	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月10日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　①	（記載なし）	番号法第19条第8号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）	事前	
令和7年1月9日	Ⅰ　1.特定個人情報を取り扱う事務　③システムの名称	健康管理システム	健康管理WEBシステム（標準化前），健康管理システム（標準化後）	事後	
令和7年1月9日	Ⅰ　3. 個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記） 第9条第1項　別表第一　76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第54条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記） 第9条第1項　別表（111の項） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第54条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月9日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法律上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「市長村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項（102の2の項） 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第50条） （別表第二における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市長村長」の項のうち、第二欄（事務）に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務」が含まれる項（102の2の項） 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第50条）	番号法第19条第8号に基づく主務省令 （情報提供の根拠） 第2条の表(139の項) （第141条の1，第141条の2） （情報照会の根拠） 第2条の表(139の項) （第141条の1，第141条の2）	事後	
令和7年1月9日	Ⅳ　8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	追加項目対応	事後	評価書様式の変更